

はかりの定期検査のお知らせ

取引や証明に使用する計量器(はかり)は、計量法により2年に1回定期検査を受けなければなりません。本市においても、下記日程により定期検査を実施しますので、取引・証明に使用するはかりをお持ちの方は必ず受検してください。

なお、新規で受検される方は事前に常陸大宮市商工観光課へ令和元年6月12日(水)までにご連絡ください。

また、計量器の数が多い場合や運搬が著しく困難な場合は、別料金になりますが茨城県指定定期検査機関による所在場所検査又は計量士による巡回検査制度もあります。詳しくは(一社)茨城県計量協会または茨城県計量検定所までお問い合わせください。

○定期検査日時・場所

検査年月日	検査時間	検査会場	所在地	電話番号	備考
7月22日(月) 23日(火)	10:30~15:00	市役所本庁北玄関前	常陸大宮市 中富町3135-6	0295-52-1111	大宮地区
24日(水)	10:30~12:00	山方公民館ロビー	常陸大宮市 山方660	0295-57-2903	山方地区
	13:30~15:00	美和山村開発センター 玄関ロビー	常陸大宮市 高部402-2	0295-58-2342	美和地区
25日(木)	10:30~12:00	緒川保健センター 集団検診室3	常陸大宮市 上小瀬1259	0295-56-2111	緒川地区
	13:30~15:00	御前山運動公園 トレーニングセンター	常陸大宮市 野口3195	0295-52-5223	御前山地区

○当日持参するもの

- ①手数料(1台あたり520円~3,000円位)
- ②受検通知ハガキ(新規で受検される方は事前に常陸大宮市商工観光課へ令和元年6月12日(水)までにご連絡ください)
- ③はかり(分銅・おもりも必ず持参)

○おもな検査対象はかり

- ①各種商店(露天、行商含む)で商取引に使用するはかり
- ②薬局、病院の調剤はかり(動物病院のはかりは除く)
- ③農産物、水産物の売買、出荷のために使用するはかり
- ④事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量及び品質表示のために使用するはかり
- ⑤運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(取次店も含む)
- ⑥貴金属商、釣り堀等で使用するはかり
- ⑦保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり
- ⑧法令等により、公共機関への報告又は、統計などを目的として使用するはかり

問 茨城県指定定期検査機関 一般社団法人茨城県計量協会 ☎029-225-7973

茨城県計量検定所 指導課 ☎029-221-2763

新規で受検される場合

問 本庁 商工観光課 ☎52-1111 内線275

常陸大宮市医師居住環境整備補助事業のお知らせ

常陸大宮市では、市内の公的医療機関に常勤医師として勤務する方に対し、市内に住宅を取得する費用の一部を助成します。

1. 対象者

平成29年4月1日以降、新たに市内の公的医療機関に常勤医師として勤務している方又はこれから勤務する方で、3年以上勤務する意思を有する方

2. 対象住宅

市内に自ら居住するために新たに建築・購入・改修する住宅

3. 補助金額

住宅取得費用の2分の1(最大500万円)

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166